

長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査料金算定要領

□新築

戸建住宅（法第6条第1項第1号の審査）料金表

（消費税を含む。単位：円）

戸建住宅			長期優良住宅単独審査の場合	左記審査建築物の建築確認を当センターに申請する場合	設計住宅性能評価併願審査の場合 (注1)
	基本料金		30,450	25,200	3,000
	住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による申請	1項目	27,300	23,100	3,000
2項目以上		24,150	22,050		

注) 1. 加えて確認申請を当センターに申請をする場合は、設計評価料金での割引が適用されます。

共同住宅等（法第6条第1項第1号の審査）料金表

（消費税を含む。単位：円）

共同住宅等	(表中のMは1棟当たりの戸数)		長期優良住宅単独審査の場合	設計住宅性能評価併願審査の場合
	一棟当たりの戸数	～ 5	$M \times 15,750$	$M \times 3,000$
		6 ～ 10	$16,800 + M \times 10,500$	$2,100 + M \times 3,000$
		11 ～ 25	$22,050 + M \times 9,450$	$10,500 + M \times 3,000$
		26 ～ 50	$68,250 + M \times 7,350$	$52,500 + M \times 2,100$
		51 ～ 100	$115,500 + M \times 6,300$	$63,000 + M \times 2,100$
		101 ～ 300	$220,500 + M \times 5,250$	$84,000 + M \times 2,100$
		301 ～	$535,500 + M \times 4,200$	$84,000 + M \times 2,100$
	住宅型式性能認定、型式住宅部分等製造者認証等による申請の場合		$63,000 + M \times 2,100$	$3,000 + M \times 1,050$

その他

（消費税を含む。単位：円）

他機関による設計評価書がある場合	10,500
限界耐力計算等の特別な計算方法による場合	別途料金を加算する
所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合	別途料金を加算する
併用住宅は戸建住宅の料金表による	
長屋は共同住宅等の料金表による	
一定期間内に当センターが定めた件数以上の審査依頼があった場合の割引適用有	

■変更技術的審査の料金

直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1回の変更につき、上記料金表の2分の1の額とする。(ただし、内容によっては別途見積とする。)

□増築・改築

戸建住宅（法第6条第1項第1号の審査）料金表（消費税を含む。単位：円）

戸 建 住 宅		長期優良住宅単 独 審 査 の 場 合	左記審査建築物の建 築確認を当センター に申請する場合
	基本料金 * 1	45,500	40,500
	評価書等（耐震性の審査が省略で きるもの）有り * 2	40,500	

共同住宅等（法第6条第1項第1号の審査）料金表（消費税を含む。単位：円）

共 同 住 宅 等	(表中のMは1棟当たりの戸数)		長期優良住宅単 独 審 査 の 場 合
	一 棟 当 た り の 戸 数	～ 5	M×23,500
		6 ～ 10	25,000+M×15,500
		11 ～ 25	33,000+M×14,000
		26 ～ 50	102,000+M×11,000
		51 ～ 100	173,000+M×9,500
		101 ～ 300	330,500+M×7,500
		301 ～	803,000+M×6,500

* 1 耐震性がH27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法及び構造耐震指標等（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻暦応答解析における方法を除く）などをいい、それ以外は別途見積りとする。

* 2 耐震性に係るリフォーム計画である場合、「評価書等有り」は適用できない。

その他

限界耐力計算等の特別な計算方法による場合	別途料金を加算する
所管行政庁の依頼により法第6条第1項第1号以外の審査が追加される場合	別途料金を加算する
併用住宅は戸建住宅の料金表による	
長屋は共同住宅等の料金表による	
一定期間内に当センターが定めた件数以上の審査依頼があった場合の割引適用有	

■変更技術的審査の料金

直前の技術的審査を当センターが行っている場合は、1 回の変更につき、上記料金表の 2 分の 1 の額とする。（ただし、内容によっては別途見積りとする。）

附 則

この要領は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。